

議会の運営に関し協議又は調整を行うための場の位置付け

(平成20年地方自治法改正による)

(平成20年12月改正)

これまで正規の議会活動として認められていたものは、本会議、委員会での活動のほか、議員派遣の活動など限られたものであったが、地方自治法の一部改正により、議会の運営に関し協議又は調整を行うための場を会議規則に定めることにより、正規の議会活動として位置付けることができるようになったため、下記の諸会議を位置付けました。

名 称	目 的	構 成 員	招 集 権 者
全員協議会	議案の審査又は議会の運営に関し協議又は調整	全議員	議長
各派代表者会議	会派間の意見調整その他議会運営上必要と認める事項について協議又は調整	議長、副議長及び各会派から選出された議員	議長
議会運営に関する研究会（小委員会）	議会の運営に関し研究し、協議又は調整	議長、副議長及び各会派から選出された議員	議長
議会運営に関する研究会（全議員）	議会運営に関する研究会（小委員会）で決定された事項を協議又は調整	全議員	議長
議会だより編集委員会	議会だよりの編集に関する協議	議長、副議長、各常任委員会の委員長並びに議会運営委員会の委員長及び副委員長	議長
議長経験者打合せ会議	・改選後の臨時会で、新議会を組織するまでの諸事項に関する協議又は調整 ・その他議会運営上の諸事項に関する協議又は調整	議長及び議員のうち議長経験者	議長
議会概要説明会	議会運営の基本的事項に関する説明及び協議	初当選議員	議長